

平成25年12月13日

指定管理者の指定について（練馬区立豊玉高齢者センター）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立豊玉高齢者センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 奉優会

(2) 所在地

東京都世田谷区駒沢二丁目11番3号 第二集花園ビル

(3) 代表者

理事長 香取 眞恵子

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成25年4月23日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月17日 平成25年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

8月19日 第2回指定管理者選定小委員会

(企画提案書作成要項の審議)

企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)

9月13日	企画提案書受付(経営状況に関する部分)
9月18日	経営診断委託
9月30日	企画提案書受付(事業計画に関する部分)
10月17日	第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査、プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点)
11月13日	平成25年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、高齢者福祉の拠点としてさらなるサービスの向上が期待できること、また、利用者の意見・要望を反映した施設運営が行われていること等の理由により、社会福祉法人奉優会が練馬区立豊玉高齢者センターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

収入に占める補助金等の割合が低いため、自主的運営能力が高い。

事業効率、借入金の返済能力は平均的な水準であり、安全な経営を行っている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開規程が整備されている。

また、個人情報保護に係る職員研修や個人情報取扱検討会、勉強会を実施している。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われている。

また、団体全体の法令遵守体制を担保するため、法令遵守手順書を設け、手順書に則り、法令遵守責任者および各事業所に法令遵守担当者を配置している。

役員の構成は適正であり、理事会・評議員会は定期的開催されている。

(4) 運営実績

平成16年10月の施設開設時から指定管理者として管理運営を行っているほか、区内において敬老館2か所、高齢者相談センター支所1か所を運営している。

また、都内および近県で老人福祉センターや介護保険施設を多数運営しており、高齢者福祉分野において十分な実績がある。

(5) 効率的運営・効率化への取組

有資格者を含む、福祉分野での経験が豊富な職員を複数配置し、幅広いサービスに対応可能な体制を確保するほか、区民ボランティア講師の活用等、サービス向上と効率的運営を進める提案がある。

(6) 受託への熱意・意欲

相談事業や夜間事業の充実、自主サークルやボランティアグループへの支援、世代間交流イベントの実施等、高齢者福祉の拠点としてさらなるサービス向上を目指す提案があり、受託への熱意・意欲が高いと認められる。

(7) 施設管理の安全性への配慮

館内巡回チェックリストや自主検査チェック表を用いて、日常的な点検実施を徹底しているほか、緊急対応マニュアルの整備、緊急対応勉強会等の職員研修や日中・夜間の訓練の実施、地域との連携等、危機管理体制の充実を図っている。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、サービス向上のための利用者懇談会や利用者満足度調査を実施し、利用者の意見・要望を運営に反映させているほか、敬老館や地区区民館等、他の高齢者施設との連携を進める提案がある。

また、介護予防事業をはじめとした区の事業に積極的に協力している。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

フロアマネジャーを設置し、利用者と積極的にコミュニケーションを図っているほか、苦情・事故対応管理規程を設け、苦情・事故発生時から是正、再発防止策の策定まで継続した取組を行っている。

また、他施設で発生した苦情・事故を参考にリスクマネジメント会議を開催し、これらを防止するための取組を推進している。

(10) 職員の育成

接遇や危機管理、認知症等についての事業所内における研修を実施するほか、団体において、採用時から体系的に研修を実施し、施設運営に必要な職員の知識・技術の向上を図っている。

また、全職員への目標管理シートの活用や事例研究発表会の実施等、職員の資質の向上に団体全体で取り組んでいる。

(11) 団体の理念・姿勢

「社会の新しいニーズを見つけ出す」、「社会福祉事業従事者としての能力を磨く」、「社会的責任を全うする」の3点を経営方針とし、各事業所の事業計画に反映させるとともに、ホームページや施設への掲示により職員や利用者へ周知を図っている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

職員の半数が区民であり、職員の採用に当たっては、今後とも区民の雇用を推進する考えである。

また、業務の再委託や物品の購入に当たっては、区内事業者の活用に努めている。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

(14) 事業等の提案

年間75種類、1,600回以上の事業開催を目標としているほか、健康増進および介護予防事業については団体全体で事業効果の検証と改善を行い、効果の高い事業を本施設において提供する提案がある。

また、利用者のニーズに的確に対応していくため、利用者が事業の企画運営に参画する機会を設け、事業実施や施設運営に反映する提案がある。

6 問い合わせ先

健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課 施設係

電 話 03-5984-4586 (直通)

F A X 03-5984-1214

指定管理者選定（社会福祉法人奉優会）の審査結果
（練馬区立豊玉高齢者センター）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	3点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会等の構成の適正性 (3) 理事会・役員会等の定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	3点
13 区内事業者か否か (1) 区内事業者である	5点	0点
14 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容	10点	8点
合 計	100点	74点